

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成21年4月13日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年3月18日に森林保全課として結論が出ましたとのことの内容を記した書類、4月6日に確認書を出さないとした書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成21年4月27日、実施機関は、本件開示請求に対する行政文書は作成をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成21年5月19日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 4 諮 問

平成21年6月4日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての趣旨及び理由は、次のとおりである。

何度も森林保全課に相談に伺った時 が記録をとっていた。  
課として判断したとおっしゃったのに何もないとおっしゃった。



## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

### 2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「平成21年3月18日に森林保全課として結論が出ましたとのことの内容を記した書類、4月6日に確認書を出さないとした書類」の開示を求めているのに対し、実施機関は、請求に係る文書の作成をしていないため、不存在であると主張しているため、以下検討する。

(1) 「平成21年3月18日に森林保全課として結論が出ましたとのことの内容を記した書類」について

実施機関の説明によると、「平成21年3月18日に森林保全課として結論が出ましたとのことの内容を記した書類」とは、林地開発許可変更申請書に添付する書類として、新たな地元同意が必要であると指導したことについて、実施機関において指導するに当たって方針を示したことの内容を記した行政文書のことである。

実施機関では、異議申立人が代表取締役を務める会社に所属する代理人（以下「本件代理人」という。）からの林地開発許可変更申請の相談において、林地開発許可変更申請には新たな地元同意が必要であると指導を行っている。しかし、本件代理人は、平成13年に取得した産業廃棄物処理施設設置許可の申請書に添付した地元同意の写しをもって申請できると主張をした。これに対し、実施機関は、林地開発許可変更申請時には直近の地元の意思を確認するためにも新たな地元同意が必要である、とのこれまでの指導のとおりであることから、実施機関内で口頭で再度確認しただけである、と説明している。

そうすると、異議申立人が開示を求めている行政文書を作成していないと主張する実施機関の説明に特段不合理、不自然な点はない。

したがって、本件開示請求に対する行政文書は存在しないと判断する実施機関の説明は、是認できると判断する。

(2) 「4月6日に確認書を出さないとした書類」について

実施機関の説明によると、「4月6日に確認書を出さないとした書類」とは、平成21年3月24日、本件代理人から実施機関との打合せ内容を記載した確認書に押印してもらいたいとの申し出があったが、実施機関において当該確認書に押印しないとした方針を示したことの内容を記した行政文書のことである。

実施機関では、当該確認書は異議申立人が作成し持参したものであり、内容としては打合せ時に主張されたことの内容の確認であったので、押印する必要がないと口頭で確認を行ったとのことである。

そうすると、異議申立人が開示を求めている行政文書を作成していないと主張する実施機関の説明に特段不合理、不自然な点はない。

したがって、本件開示請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

(3) 実施機関の職員が取っていた記録について

異議申立人は、異議申立書の趣旨において「何度も森林保全課に相談に伺った時が記録をとっていた」と主張するので、当審査会において、が記録を取っていたというノートを見分したところ、判読不可能な部分もあり、その体裁や記載されている内容からみて、が本件開示請求に係る事案等の断片的な情報を備忘のため個人用のメモとして作成したことは明らかである。また、当該ノートの作成、利用及び保管について実施機関は関与しておらず、当該記録を組織的に使用した事実は確認できない。

そうすると、異議申立人が主張するが取っていた記録は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものとは言えず、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しない。

### 3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成21年 6月 4日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成21年 7月 8日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成21年 9月11日 (第134回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成21年10月15日 (第135回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成21年11月 2日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長